

## 登録講習機関等監査関連通達の一部改正（案）について

### I. 背景

今般、登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示（令和7年国土交通省告示第160号）が制定され、更新申請、失効再交付申請における身体適性検査の実施方法、講習内容等について明確化された。また、登録講習機関の監査制度運用開始から約2年が経過し、これまでの運用実態を踏まえた制度運用の適正化を図る必要がある。ついては、登録講習機関等監査関連通達について所要の改正を行う。

### II. 改正概要

#### 1. 登録講習機関等監査実施団体について

登録講習機関等監査実施団体の要件及び願出等の関連する手続を定めている「登録講習機関等監査実施団体について」（令和5年国空無機第299161号）について、次に掲げる事項について改正を行う。

- (1) 半年毎及び年度毎の監査結果のとりまとめの報告について、年度の定義を明記する。
- (2) その他、所要の改正を行う。

#### 2. 登録講習機関等監査実施要領

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号）第6条第7号に規定される監査実施団体による監査の実施要領に関する具体的な事項を定めている「登録講習機関等監査実施要領」（令和5年国空無機第298802号。以下「監査実施要領」という。）について、次に掲げる事項について改正を行う。

- (1) 登録講習機関等の職員等を受講者と見立てた模擬講習で監査を実施できる規定を追加する。
- (2) 講習に関する業務の監査を行う監査員が満たすべき要件に、過去に監査を行った実績を追加する。
- (3) 監査における判定の基準を変更する。
- (4) 半年毎及び年度毎の監査結果のとりまとめの報告について、年度の定義を明記する。
- (5) 登録更新講習機関の制度明確化に伴い、監査員の訓練内容等の規定を変更する。
- (6) その他、所要の改正を行う。

#### 3. 登録講習機関等監査実施細則

監査実施要領に基づき、登録講習機関等の監査を行うにあたって必要な細目的事項を定めている「登録講習機関等監査実施細則」（令和5年国空無機第299183号）について、次に掲げる事項について改正を行う。

- (1) 制度運用の適正化を図るため、各種様式及び登録講習機関向け監査チェックリストを修正する。
- (2) 登録更新講習機関の制度明確化に伴い、登録更新講習機関向け監査チェックリ

- ストを追加する。
- (3) その他、所要の改正を行う。

### Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和7年4月中旬

施行：令和7年4月中旬（一部経過措置を設ける。）